

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

〔 令和 2年3月31日 〕
規 則 第 6 号

(趣旨)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年北但行政事務組合条例第2号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関しては、豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年豊岡市規則第 号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」に、「市の執行機関」とあるのは「北但行政事務組合」に読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。